

# 東三河広域連合特別養護老人ホーム標準入所指針

## 1 目的

この標準入所指針は、特別養護老人ホーム（地域密着型含む。以下「施設」という。）への入所申込みが増加する中、国の基準省令改正の趣旨にかんがみ、入所の必要性が高い入所希望者から優先的に入所させるという観点から、入所に係る申込手続き及び決定方法を明確化し、透明性・公平性を確保するため、各施設において入所に係る指針を作成するに当たり参考となるよう作成するものである。

## 2 入所申込みの方法等

施設への申込みは、この指針で定める入所申込書（様式1）及び標準調査票（様式2）に基づき、各施設で作成する入所申込書及び調査票により行うものとする。

### （1）入所申込書の受付

#### ① 受付時の対応

ア 入所申込者本人等と面接を行ない、入所希望者の状況把握に努める。

イ 関係機関等への申し込み内容の情報提供に関し同意を得る。

ウ 入所の決定方法などについて説明を行う。

エ 入所申込書の「同意及び説明確認欄」に署名を受ける。

なお、医療的ケアを要することのみをもって入所申込みを断ってはならないが、入院治療の必要があるなど、施設サービスの提供が困難な場合は、その理由を入所希望者及び家族等に対し十分説明し、理解を得るとともに、医療機関や介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院等を紹介するなどの対応に努めるものとする。

#### ② 受付後の経過管理

施設は、入所申込書を受理した場合は、入所申込受付簿にその内容を記載し、入所や辞退等その後の経過が分かるように管理するものとする。

### （2）状況の変化に伴う届出

入所申込書を提出した後、入所希望者等において以下の状況が変化した場合、入所申込者は書面にてその旨の届け出をするものとする。

ア 入所希望者の要介護度の変更や認知症による中核症状、行動・心理症状の変化

イ 主たる介護者の変更

ウ その他入所の必要性に大きく関係する状況変化

## 3 入所候補者について

### （1）入所候補者

入所候補者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、要介護1又は要介護2の要介護者であって特例入所の要件に該当する者とする。

## (2) 特例入所の要件

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことに関し、以下の事情を考慮すること。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯や、同居家族が高齢又は病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

## (3) 特例入所に関する施設と東三河広域連合の情報共有等

以下のように、施設と東三河広域連合（以下「広域連合」という。）の間で情報の共有等を行う。

- ① 施設は、入所申込者に対して、特例入所に該当する事由について、その理由など必要な情報を申込時に入所申込書及びその他の資料にて求めるものとする。
- ② この場合において施設は、広域連合に対して、特例入所判定対象者及び特例入所判定の可否について特別養護老人ホーム入所に関する意見書（様式3）により意見を求めることができる。なお、意見を求める場合は、特例入所の要件に該当することの判定に要する資料を添付するものとする。
- ③ 広域連合は、②の求めを受けた場合において、施設に対し適宜意見を表明できるものとする。

## 4 入所判定委員会

施設は、入所者の選考に関する委員会を設置し（以下「委員会」という。）、入所候補者のうちから入所の優先順位及び入所の決定を行う。

### (1) 委員構成

委員会の委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員等で構成する。

なお、委員会には施設職員以外の第三者の参加を求めることができる。

### (2) 開催

委員会は、施設長が召集し、必要に応じ開催する。

### (3) 所掌事務

#### ① 優先順位の決定

委員会は、評価基準に基づき、入所の必要性の高い者の優先順位を決定し、優先入所対象者名簿を作成する。また、委員会は開催の都度、優先入所対象者名

簿を更新するが、入所希望者の都合により入所辞退があった場合は順位を見直すことができる。

② 入所の決定

委員会は、空床が生じた場合、受入条件を判断した上で、申込者の意思確認を行い、入所者の決定を行い、その旨申込者に通知する。

(4) 記録の保管・公表等

- ① 委員会は、優先入所順位に係わる評価・決定（広域連合の意見書を含む）に至る経過を記録し、5年間保管する。
- ② 施設は、申込者等から請求があった場合、委員会の記録を公表するよう努める。
- ③ 施設は、広域連合または愛知県から求められた場合、委員会の記録を提出する。

5 入所の必要性に関する評価基準

- (1) 委員会において、入所の必要性や緊急性を判断する評価基準は、次のとおりとする。

| 評価項目         | 評価の目的                                    | 評価基準                                                 |
|--------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ①入所希望者の心身の状況 | 常時介護の必要性及び家族、介護者の日常生活への影響度の評価            | 常時の介護や見守りが必要である。あるいは認知症を原因とする問題行動があり、介護者の日常生活に支障がある。 |
| ②家族・介護者などの状況 | 在宅生活に必要な家族の介護力の評価                        | 家族などの介護者がいない。あるいは介護者の病気などの事情により介護が困難である。             |
| ③在宅生活の困難度の状況 | 在宅介護サービスの利用による、あるいは現在居住する住宅の継続の困難度に関わる評価 | 在宅介護サービスの利用による、あるいは現在居住する住宅による在宅生活の継続が困難である。         |

- (2) 委員会は、評価基準の該当項目に基づき、介護の必要の程度や家族などの状況进行评估し、以下のグループに分類する。

| Aグループ   | Bグループ    | Cグループ    |
|---------|----------|----------|
| 全3項目に該当 | 2つの項目に該当 | 1つの項目に該当 |

- (3) 委員会は、A、B、Cグループの順に入所決定するものとし、同一グループの内の優先順位は個々の状況を総合的に判断した上で順位付けするものとする。

なお、Aグループに分類される申込者が多数となる場合、順位付けはAグループのみ行い、B及びCグループについては順位付けを行なわない。

また、同一グループ内における順位付けにあたって、施設が所在する老人保健福祉圏域内（概ね東三河）に住所を有する者には、一定の配慮をすることとする。

## 6 特別な事由による入所

上記4にかかわらず、次の場合は、施設長の判断により入所を決定することができる。この場合、入所直後に開催する委員会において、その経過を報告するとともに、議事録に登載することとする。

- (1) 広域連合構成市町村から、老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合。
- (2) 災害や事件、虐待等の事情により、緊急性が認められ、施設が緊急性を認めた方から入所依頼があった場合。
- (3) 入所者が3ヶ月を超えて入院した場合で、退院後在宅生活が困難と認められる場合。
- (4) 入所希望者や介護者の心身の状況が急に悪化するなど、ただちに施設入所を必要とすると判断された場合。

## 7 施設の状況による入所者決定の調整

入所順位は前記4及び5により決定するが、施設における適切な入所者処遇と適切な施設運営を図るため、次の項目を勘案して入所者の決定を調整することができるものとする。この場合、入所直後に開催する委員会において報告するとともに、議事録に登載することとする。

- (1) 性別
- (2) 施設の特性（認知症専用床、その他）
- (3) 医療行為を必要とする場合における施設の受入体制

## 8 入所辞退者の取り扱い及び入所申込者の状況確認

入所申込者から、自らの都合により一時的に入所を辞退する旨の申し出があった場合、施設は改めて入所の意思表示があるまでの間、入所候補者名簿に登載しないことができる。また、登載しないこととした者の入所申込書は、登載しないこととした日から1年を経る日まで保管し、辞退扱いとすることができる。

入所申込者は、広域連合に「要介護認定申請書」を提出した時には必ず、認定後交付された「介護保険被保険者証」を施設に提示することとする。この場合において、提示がない場合、施設は状況把握に努めることとするが、一時的に入所を辞退する旨の申し出があった場合と同じ取扱いとする。

## 9 その他留意事項

### (1) 守秘義務

委員会の委員及び第三者委員は、業務上知り得た申込者などに関する個人情報漏らしてはならない。

また、施設を退職又は転勤した後、及び委員を退任した後も同様とする。

(2) 説明責任

施設は、申込者などから入所選考などに関する説明を求められた場合、適切に対応できるよう、責任者あるいは窓口を明確にしておく必要がある。

10 その他

(1) 標準入所指針の適用時期

この指針は、平成30年4月1日から適用する。ただし、適用に向けた各種準備手続きについては事前に進めることができる。

(2) 標準入所指針の適用運用

施設は、この指針に基づき適正に入所事務を行うものとする。

(3) 指針の公表

施設は作成した指針を、公表するとともに、入所希望者に対してその内容を説明するものとする。

(4) 指針の見直し

施設は、適用後の状況から、指針を見直す必要があると判断した場合には、適宜見直しを行うものとする。

(5) 担当連絡先

東三河広域連合 介護保険課 給付グループ 電話 0532-26-8469